

令和6年度 中学生職場体験学習 実施要項

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

1 実施目的

中学生に対して、学習意欲を喚起するとともに、望ましい勤労観・職業観の育成や主体的な職業選択能力の伸長を図るため、体験学習を実施することとする。

2 対象者

福岡県内の中学校に在籍する生徒

3 実施場所

福岡県立スポーツ科学情報センター

4 実施時期

連続する3日間程度（土日・休館日を除く）

5 募集及び申込方法

- (1) 本センター（企画情報係）が、HP「ふくおかスポネット」に職場体験学習の「実施要項」「実施要領」「申込書」を掲載し、職場体験学習の募集を開始する。
- (2) 職場体験学習を希望する中学校は、本センター（企画情報係）へ事前に連絡をする。その後、職場体験学習を希望する中学校は申込書に必要事項を記載し、（公財）福岡県スポーツ振興センター所長（以下「センター所長」という）に提出する。
- (3) センター所長は中学校長に受入れの可否等を通知するとともに、中学生の受け入れに関して必要な事項を通知する。なお、1校あたり1～3名の受入れを原則とする。

6 実施方法

- (1) 職場体験学習の日程及び場所はセンター所長の決定に基づき、生徒が所属する中学校の担当教諭があらかじめ生徒に指示する。
- (2) 1日の職場体験時間は、9時30分から15時00分までの5時間30分とする。ただし、職場体験時間については、当該中学校との協議のうえ、変更できるものとする。また、昼休みの時間を1時間設けるほか、センター職員の休憩時間に準じて休憩させる。
- (3) 生徒が体験活動に遅刻・欠席したとき、その他教育上の指導を必要と認めたときは、センター職員は、速やかに当該校の担当教諭に報告するものとする。
- (4) センターは、生徒に対する教育上の配慮に基づく指導が必要であると認められたときは、当該校の校長と協議のうえ、職場体験の打ち切りその他の必要な措置を講ずるものとする。

7 秘密の保持

センターは、職場体験学習の際に生徒が秘密の事項に接することのないように、十分留意するものとする。

8 職場体験学習中の事故防止

- (1) センターは、職場体験学習において事故が発生することのないよう、中学生の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 職場体験学習中に傷害が発生した場合は、中学校の保険契約に定めるところにより対応する。

9 中学生の体験状況等に関する報告

センター職員は、中学生の体験状況について、当該校の担当教諭に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は、センターが定めるものとする。